

わくわくコイン利用規約

わくわくコイン利用規約（以下「本規約」といいます）は、熊本トヨタ自動車株式会社が、発行、決済するわくわくコインの利用に関し、わくわくコインの利用者（以下利用者といいます）の遵守事項および発行者と利用者との間の契約の内容（権利義務関係）を定めるものです。わくわくコイン利用者は、本規約の全文を必ずお読みください。

利用者はわくわくコインの利用申し込みを行うことで本規約に同意したものとします。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 「わくわくコイン」及び「わくわくコインシステム」

熊本トヨタ自動車株式会社（以下発行者といいます）が、利用者に対し発行する電磁的方法により記録されるコイン（ポイント）※であって、利用者が、本規約および発行者が別途定める規定等の条件に従い、加盟店においてわくわくコイン使用取引の決済に使用することができるものをいいます。

※1コイン（ポイント）＝1円換算

(2) 「発行者」

熊本トヨタ自動車株式会社を指します。

わくわくコインシステム（以下本システムといいます）を利用及び管理しコインの発行等を行います。

(3) 利用者

本規約の内容に同意のうえ、わくわくコインの発行を受け、わくわくコインを利用する個人をいいます。

(4) 「本サービス」

発行者が本システムを用いて、利用者に対し提供する事業及びサービス等の総称をいいます。

(5) 「本アプリ」

利用者がわくわくコインの発行を受け、利用者のスマートフォン上で使用するアプリケーションソフトウェアをいいます。

(6) 「加盟店」

発行者が行う審査の基準を満たし、利用者との間で自己が指定した対象商品等について、わくわくコイン使用取引を行う、お店（個人事業者および法人）をいいます。

(7) 「わくわくコイン使用取引」

わくわくコインの利用者が、加盟店において、わくわくコインの残高と引き換えに、対象商品等を購入、またはサービスの提供を受ける取引をいいます。

(8) 「わくわくコイン取引の対象商品又はサービス」

加盟店が取扱う商品又はサービス※をいいます。

※加盟店が取扱う商品又はサービスには一部取引対象外となる商品等が含まれる可能性があります。

(9) 「わくわくコイン取引の対象と認めない商品又はサービス」

- ① 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- ② 国・地方公共団体への支払い（粗大ごみ処理券、国民健康保険料等）

- ③ 商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、切手付ハガキ、印紙、プリペイドカード、回数券、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いものの購入
- ④ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑤ 事業活動に伴って使用する原材料、機器及び仕入れ商品等の購入並びに自社商品の購入
- ⑥ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車等）に関わる支払い
- ⑦ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- ⑨ 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩ わくわくコインの交換又は売買
- ⑪ その他、わくわくコインの取引趣旨にそぐわないもの。また、発行者が不適切と判断した商品又はサービス

第2条（わくわくコインの発行）

- (1) 利用者は、本アプリを介し、発行者からわくわくコインの発行を受けることができます。ただし、利用者は、コインの発行を受ける際、本アプリにアカウント登録しなければならないものとします。
- (2) 発行者は、わくわくコインシステム（以下本システムといいます）を使用し、コイン発行用のQRコードを作成します。利用者が本アプリを用いて、それを読み取るかたちで、わくわくコインを発行します。
- (3) 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、わくわくコインの発行を一時的に停止する場合があることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。
- (4) 利用者は、発行されたコイン残高および利用履歴を、本アプリで確認することができます。
- (5) わくわくコインの発行、受け取り要する利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

第3条（わくわくコインの利用）

- (1) 利用者は、加盟店の確認のもと、加盟店店頭で保有するスマートフォンを提示し、加盟店に設置のQRコードを読み取り、加盟店が提供する商品またはサービスの価格（含む消費税相当額、以下「わくわくコイン取引相当金額」という）に相当するわくわくコイン額を入力することで、利用者の保有するわくわくコイン残高からコイン額を減じ、加盟店とのわくわくコイン使用取引の決済に利用できるものとします。わくわくコインの残高が商品またはサービス等の代金に満たない場合、利用者は原則として商品やサービス代金を決済する。
- (2) ことができません。ただし、一部の加盟店では、不足額を現金または加盟店の指定する方法により支払うことで商品の購入やサービスの提供を受け取ることができるものとします。
- (3) 利用者は、次に該当する行為を行ってはなりません。

過去に取引を完了させた画面のキャプチャ、その他、本アプリに表示される画面の複製、若しくは本アプリを偽造して作成したもの等を画面表示し決済完了を偽った形での、わくわくコイン使用取引を行う事。

- (4) 加盟店は、わくわくコイン使用取引中、利用者の情報端末上に決済金額が正しく表示されていることを、利用者と相互確認するものとします。
- (5) 利用者は、わくわくコインの使用取引完了後、本アプリにコイン残高が正しく表示されているかの確認するものとします。
- (6) わくわくコインの利用及び使用取引に要する利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は、利用者が負担するものとします。

第4条（わくわくコインの使用取引の取消し等）

利用者は、法令に基づき売買等の契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行ったわくわくコインの使用取引を取消し、または解除することができないものとします。

ただし、売買等の契約の取り消し、解除等が認められ利用者が加盟店から返金を受ける必要がある場合、現金もしくはわくわくコインの残高にて受け戻すものとし、利用者と加盟店の責任において対処するものとします。

第5条（禁止事項）

利用者は、次に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本アプリに表示される利用画面のキャプチャ並びにわくわくコインを複製、改変し公衆送信すること。
- (2) 第3条2項で記載された行為
- (3) 違法又は公序良俗に反する目的でわくわくコインの発行を受け、わくわくコインの使用取引を行うこと。
- (4) 申込みに際し、発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること。
- (5) その他本規約に反すること。

第6条（不正なわくわくコイン使用）

- (1) 利用者が本規約に違反しわくわくコインを不正に利用した場合、又は、発行者若しくは加盟店が不適切と判断する行為、又はその恐れがあると発行者が認めた場合、利用者によるわくわくコインの利用を認めない場合があります。
- (2) 本アプリのID・パスワードの紛失、その他事由により、わくわくコインを第三者に使用される等して遺失した場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 利用者が本規約に違反したことで、発行者または加盟店に損害を生じさせた場合、利用者は当該損害額対し一切の責任を負うものとします。
- (4) 発行者は、本条に基づき実施した措置で利用者に損害が生じた場合一切の責任を負わないものとします。

第7条（期間）

わくわくコインの有効期間は、発行者が定めた期間（発行より1年間）とします。有効期間の満了をもって未使用残高は失効します。尚、わくわくコインの有効期間は、Web サイトで事前予告のうえ変更となる場合があります。

第8条（個人情報等の取扱い）

発行者は、わくわくコインの発行または利用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

- (1) 個人情報とは、わくわくコインの発行または利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号など、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます）をいいます。
- (5) わくわくコインの発行および利用に関し、発行者に提供した個人情報は次の目的にのみ利用します。

- ① わくわくコインの運営およびサービス提供
- ② サービス内容の充実、改善、新サービス提供を目的とした分析
- ③ Eメール等の通知手段による情報発信
- ④ 利用者からの問い合わせ等に対する適切な対応
- ⑤ 個人を特定できない形での統計情報としての使用
- ⑥ その他、上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

- (3) 発行者は、利用者から取得した個人情報を下記3項②号に定める目的で、下記3項③号に掲げる者と共同して利用をします。

- ① 共同して利用される個人情報の項目

発行者がわくわくコインのサービスに関連して取得した利用者の個人情報

- ② 利用目的

利用者からのわくわくコインの発行、管理のためのシステムに関する問い合わせ、相談に対する対応および同システムの適切な運営管理、わくわくコインの発行とその管理を行うことを目的としたシステム上の利用分析、新規サービスの開発と既存サービスの改善等

- ③ 共同して利用する者の範囲

〈熊本トヨタ自動車グループ企業〉

熊本トヨタホールディングス株式会社

大分トヨペット株式会社

トヨタL&F 熊本株式会社

株式会社ジェームスケイティ

第9条（反社会的勢力との取引拒絶）

- (1) 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

発行者は本条に抵触する者、又はその恐れがある者との取引を拒絶します。

- ① 利用者は、現在、自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員（暴力団の準構成員）、暴力団員でな

くなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること

- ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる団体又は個人と関係を有すること
- ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる団体又は個人と関係を有すること
- ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもっているなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥ 利用者又は自らの役員が関連する企業、若しくは団体（経営に実質的に関与している者）が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(6) 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにでも該当する行為を行ってはならない。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) 発行者は、利用者が前2項の要件に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、利用者の保有するわくわくコインの残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

(4) 前項の場合、当該利用者の保有するわくわくコインの残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第10条（利用停止または中止）

(1) 発行者および加盟店は、次の各号に掲げる事由があると判断した場合、利用者に対し事前に通知することなく、わくわくコインの発行及び、わくわくコイン使用取引の全部若しくは、一部を停止又は中止することがあります。この場合、利用者は、本アプリの全部または一部を利用することができません。

- ① 発行者の責によらない通信機器、回線もしくはコンピューター等の障害、または災害・事変等やむを得ない事由によりシステムを利用することができない場合
- ② システムの保守・点検等により、システムを停止する必要がある場合
- ③ 利用者が本規約に違反し、または違反したおそれがある場合
- ④ 利用者がわくわくコインを違法もしくは不正に入手、利用した場合、またはそのおそれがある場合
- ⑤ わくわくコインの利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合

(2) 発行者および加盟店が本条に基づき実施した措置で、利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第 11 条 （本規約の変更）

発行者は、その裁量により民法第 548 条の 4 に則って本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更する場合、その効力発生時期を定め、かつ変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を所定の Web サイト等へ掲載、その他発行者が適切であると判断する方法により、利用者へ当該変更内容を周知するものとし、当該変更内容の周知後、利用者は本規約の変更に同意したものとみなします。

第 12 条 （権利義務の譲渡等）

利用者は本システムのアカウント（ID、パスワード等）、わくわくコインの残高、その他（これらに付随するもの）を、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第 13 条 （わくわくコインの発行および管理に関する業務の終了）

発行者は、天変地異、公衆衛生上の地域における疫病の蔓延、社会情勢の変化、法令の改廃、制定、通信回線の事故、その他、当事者の責めに帰すことのできない不可抗力、その他技術上、または、営業上の判断等の理由により、わくわくコインの発行および管理に関する業務の全部または一部を終了することがあります。この場合、所定の Web サイト等において、掲載をすることにより利用者に周知する措置を講じます。

第 14 条 （退会）

- (1) 利用者が本サービスの退会を希望する場合、本アプリ内の退会手続きページから、所定の手続き完了させることで、本サービスを退会できるものとします。
- (2) 退会にかかる費用は一切生じません。
- (3) 本サービスを退会した場合であっても、わくわくコイン利用期間中（発行者と加盟店の決済手続き中）は利用者の電話番号、購入履歴はシステムで保持します。

第 15 条 （分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、前述した以外の条項は継続して完全に効力を有するものとします。

第 16 条 （連絡、通知）

本規約の変更に関する通知その他発行者から利用者に対する連絡または通知は、本アプリまたはわくわくコインに関連する Web サイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者が定める方法で行うものとします。

第 17 条 （準拠法および管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因するまたは関連する一切の紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(23 年 8 月 24 日制定)